

地域水田農業推進協議会における優良事例 (地域の関係者が一体となって運営している事例)

○ 情報のネットワーク化や生産調整方針作成者の定例会を開催することで、協議会運営を円滑に実施している事例(I協議会)

<地域協議会の概要>

- ・17年4月、市町村合併に伴い、9つあった地域協議会を1地域協議会へ再編
- ・生産調整方針作成者数 12(JA2、全集系集荷業者9、大規模農業者1)
- ・水田面積が耕地面積の約9割を占める平地農業地域
- ・県下でも有数の穀倉地帯

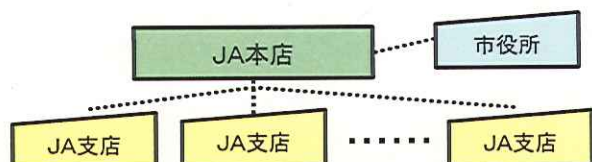
<取組内容>

- ・地域協議会・市役所・JAによる農業者ごとの水田情報データのネットワーク化。
- ・サーバーはJA本店で管理。JA支店及び市役所に端末を配置。
- ・農業者本人の同意(承諾書)を得て、JA各支店で個別情報処理を実施。(必要に応じ市役所職員がJAに出向き対応。)
- ・JA以外の生産調整方針作成者も多数混在するため、生産調整方針作成者が一堂に会し、19年産からの需給調整システムについて毎月定例会を開催し認識の統一と、今後の対応について検討。

<特徴・今後の課題等>

- ・19年産からの需給調整システムに対応した協議会の運営について、早い段階から担当者会議を重ね検討した結果、市長及びJA組合長間で協議会長を早期に決めることが出来(当分の間は市長)、必要な調整事項(システムの導入は協議会、システム運営費は市とJAが折半など予算的な裏付け、事務費等助成金の受け皿は協議会等)の早期検討が出来た。

端末機総数20台でのネットワーク化



○ 地域の農業全般を振興する協議会が核となり、地域協議会や担い手協議会等と一体的な取組を推進している事例(J協議会)

<地域協議会の概要>

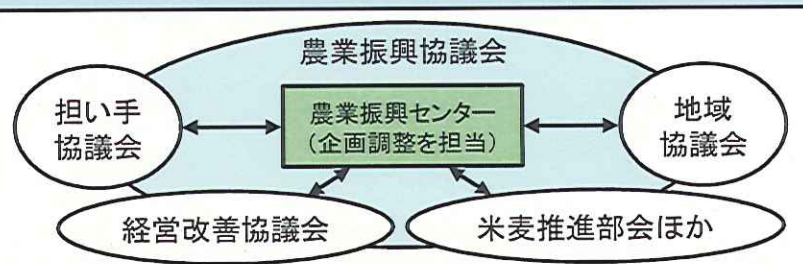
- ・1JAの範囲を単位として、1地域協議会、1町で構成
- ・生産調整方針作成者数 1(JA1)
- ・水田面積が耕地面積の約9割を占める山間農業地域
- ・基幹産業である農業は、水稲・きのこ団地・肉牛及び養豚経営を専門的に実施している

<取組内容>

- ・農業・農村振興推進のため、関係機関(町・農協・農業委員会・土地改良区・農業共済組合・農業普及センター)による「農業振興協議会」を組織し、その中に運営委員会・農業振興センターを設置することにより、振興計画を計画的・複合的に推進。
- ・農業振興センター(事務局→JA・町)は、農業振興協議会を核として、地域協議会、担い手協議会、経営改善協議会、米麦推進部会ほか各種部会と一体的な取組を推進するための企画調整を担当。
- ・各協議会等の一体的な取組により、計画的転作の推進及び需給状況等情報の提供・共有化についても円滑に実施。

<特徴・今後の課題等>

- ・農業振興協議会を核とした組織化により、農業・農村振興を一元的・効率的に推進できる。
- ・今後は、農業振興センターの構成機関拡充と、ワンフロア化による事務の効率化を計画している。



地域水田農業推進協議会における優良品例 (担い手育成と一体となった取組事例)

○ 担い手育成・確保運動との連携により非協力者の生産調整方針作成又は参加に向けた取組事例(K協議会)

＜地域協議会の概要＞

- ・広域JAの一部を範囲として、1地域協議会、1市で構成
- ・生産調整方針作成者数 1 (JA1)
- ・水田面積が耕地面積の約7割を占める平地、中間及び山間農業地域
- ・水稻・麦・大豆・そばを組み合わせた営農を展開

＜取組内容＞

- ・19年産からの需給調整システムへの円滑な移行、品目横断的経営安定対策の加入促進、農地・水・農村環境保全対策の円滑な推進に向けた地域水田農業ビジョンを作成。
- ・集落合意に基づき担い手の育成を図り、各集落で農用地利用規程を作成し農用地利用改善団体の設立を進めるため、平成18年度産地づくり交付金助成を活用。
- ・地域の関係者が一体となり、各集落での農用地利用改善団体設立と農用地利用規程の作成に向け、集落説明会の開催や指導を実施。
- ・生産調整のメリットが感じられない飯米農家等の土地利用集積を促進することで、生産調整に参加する者を拡大。

＜特徴・今後の課題等＞

- ・本年度末には、89集落のうち43集落で42の農用地利用改善団体を立ち上げ、農地の集積を促進。30の農業生産法人の設立(内19の特定農業法人)予定。
- ・これは、市の水田面積の70%をカバーすることとなる。



○ 米を含む水田農業の担い手カバー率を大幅に向上させた事例(L協議会)

＜地域協議会の概要＞

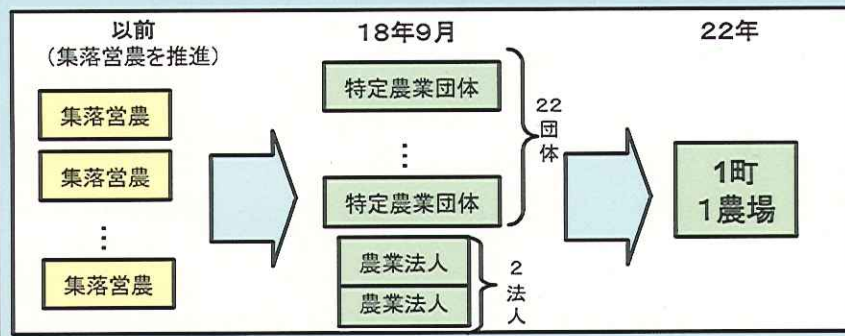
- ・1JAの範囲を単位として、1地域協議会、1町で構成
- ・生産調整方針作成者数 1(JA1)
- ・水田面積が耕地面積の約9割を占める平地農業地域
- ・大型農家、集落営農組織を中心とした生産調整が進んでいる

＜取組内容＞

- ・JA・町・農業委員会・土地改良区・農業公社・県出先機関が緊密に連携し、特定農業団体や特定農業法人の設立を推進。(地域協議会及び担い手協議会の事務局を兼ねている。)
- ・以前から、集落営農(米と麦・大豆とのローテーションで作付け)を推進。
- ・既存の集落営農組織を発展させ、本年9月、22の特定農業団体と2つの特定農業法人を設立。
- ・既存の担い手と合わせると水田面積の約半分をカバー。

＜特徴・今後の課題等＞

- ・今後、さらに飯米農家等の水田が担い手へ集積されれば、生産調整の実効性が向上すると思われる。
- ・将来的には、地域の担い手カバー率7割を目指す。
- ・平成22年を目標に「1町1農場方式」を提唱している。



その他の優良事例

○ 県内各地へ参加している生産調整方針作成者が多数の地域協議会へ積極的に参加している事例(M生産調整方針作成者)

<方針作成者の概要>

・当該生産調整方針作成者は、県内各地(14市町・21地域協議会)の農業者(約350名)から約2,400トンの米穀の販売委託を受け、集荷業務を展開している

<取組内容>

・18年産の生産目標数量配分時は、4地域協議会にのみ参画。
 ・19年産以降については、自社の米販売戦略を市場重視かつ地域密着型にすることにより業務拡大を図る目的で、自社の生産調整方針に参加する農業者が所在するすべての地域協議会の議論に参画するため地域協議会担当職員3名を配置。(19年産：7市町、11地域協議会に参画。)

<特徴・今後の課題等>

・自らの生産調整方針に参加する農業者に生産数量目標を適切に配分するために、該当するすべての地域協議会(14市町・21地域協議会)に参画できるよう、19年産の地域協議会担当職員3名から、20年産以降は地区担当を持たせて10名程度を配置する予定。

18年産 → 4市町、4地域協議会に参画
 19年産 → 7市町、11地域協議会に参画
 20年産 → 14市町、21地域協議会(関係全市町及び全地域協議会)に参画予定

○ 県協議会から市町村への需要量に関する情報の提供体制の整備事例(N県協議会)

<県協議会の概要>

・85地域協議会
 ・生産調整方針作成者数 42
 ・県の振興方針としては、売れる米作り、麦・大豆の産地づくりを推進
 ・市町村別の需要量に関する情報の算定には、「売れる米づくり」の実績を要素とする方向で検討中

<取組内容>

・県内市町村・JAの中から、代表者(10市町村、11JA、1全集系集荷業者)を集め、19年産米の市町村別の需要量に関する情報の算定方法について、各代表者の意見を集約。
 ・全地域協議会を対象に意見募集を実施。
 ・代表者の意見及び全地域協議会からの意見募集の結果を踏まえ、県協議会で市町村別の需要量に関する情報の算定方法案を作成。
 ・算定方法案について県協議会研究会で検討後、総会において決定。

<特徴・今後の課題等>

・主な地域の代表者の意見を集約する事で、効率的な議論が実施できた。
 ・意見募集を行うことで、全地域協議会が間接的に議論に参画することになり、算定方法の議論の経過や詳細な仕組みをわかりやすく周知できる。
 ・このことから、県下の全地域協議会の実効ある参画を確保することとなる。

